

## 2 県民一人ひとりの気付きと見守りを促す

県民の自殺対策の重要性に対する関心と理解が深まるよう、普及啓発活動を推進します。

中柱	小柱・施策	ページ
(1) 自殺予防週間と自殺対策強化月間等での普及啓発の実施	① 自殺対策に関する普及啓発	47
	◇ 自殺予防週間等における自殺対策街頭キャンペーン・講演会の実施	47
	◇ リーフレット等を活用した県民への周知	48
	◇ 自殺対策強化月間等におけるCM等の放映	48
	◇ 鉄道会社と連携した鉄道構内等での普及啓発の実施	48
	◇ 九都県市での自殺対策普及啓発の実施	48
	◇ 女性に対する自殺対策に関する相談窓口の周知	48
	② 地域における自殺対策に関する普及啓発	49
	◇ 保健福祉事務所・センターにおける講演会の実施	49
	◇ リーフレット等を活用した県民への周知【再掲】	50
◇ 生涯学習指導者研修	50	
◇ 教育事務所人権教育研修講座（社会教育関係団体指導者等）	50	
(2) 児童・生徒の自殺予防に資する教育の実施	① 自分の大切さ、他者の大切さを認める教育への取組み	51
	◇ 教科指導等における心身の健康づくりの教育推進	52
	◇ 「いのちの授業」の実践	52
	◇ 中学生・高校生に対する「いのちの大切さを学ぶ教室」の推進	52
	② 「いのち」を大切にすることを心がける教育の実施	53
	◇ 「いのち」を大切にすることを心がける教育推進研究委託事業	53
◇ 教科指導等における「いのち」と、健康習慣の関連を理解する教育推進	54	
(3) 自殺関連事象や性的マイノリティに関する正しい知識の普及	① インターネット・SNS等を利用した情報発信	55
	◇ ホームページによる情報発信	55
	◇ ストレスチェックホームページ・アプリ「こころナビかながわ」の運営	56
	◇ 「Twitter等広告事業」	56
	◇ かながわ自殺対策会議ポータルサイト	56

2 県民一人ひとりの気付きと見守りを促す

中柱	小柱・施策	ページ
(3) 自殺関連事象 や性的マイノ リティに関す る正しい知識 の普及	② 性的マイノリティに関する正しい知識の普及	57
	◇ 性的マイノリティ（LGBT等）交流・研修事業	58
	◇ 性的マイノリティの子どもに理解のある支援者育成事業	58
	◇ かながわ SOGI 派遣相談	58
(4) うつ病等につ いての普及啓 発の推進	① うつ病の知識と理解を進めるためのセミナー・講演会の開催と相談 支援	59
	◇ うつ病講演会の開催	59
	◇ 精神保健福祉普及相談事業	59
	② 心のサポーター養成事業の推進	60
◇ こころサポーター養成研修の実施	60	

## (1) 自殺予防週間と自殺対策強化月間等での普及啓発の実施

---

### ① 自殺対策に関する普及啓発

#### 【現状】

- ・ 自殺予防週間（9月10日からの一週間）や自殺対策強化月間（3月）を中心に、広く県民に対して自殺予防の普及啓発を図るため、自殺対策街頭キャンペーンにおける普及啓発のリーフレット等の配布や、自殺対策講演会等を実施しています。
- ・ また、交通機関等において、自殺予防に関するCM等を放映しています。

#### 【課題】

- ・ 自殺予防週間や自殺対策強化月間を中心に、県民の自殺対策の重要性に対する関心と理解をさらに深めることが必要です。
- ・ 自殺の危機に陥った場合には、誰かに援助を求めることが適切であるということが、社会全体の共通認識となることが必要です。
- ・ 自殺に気持ちが傾いたときや、その前に、相談できる窓口や機関等を広く普及啓発していく必要があります。
- ・ 特に、若年者の自殺者が減少していないことから、若年者層に対する自殺予防に関する普及啓発や相談窓口の周知に取り組んでいく必要があります。
- ・ 女性に対する自殺予防に関する普及啓発や相談窓口の周知に取り組んでいく必要があります。

#### 【施策】

##### ◇ 自殺予防週間等における自殺対策街頭キャンペーン・講演会の実施

県、市町村、民間団体は協力して、自殺予防週間を中心に、街頭キャンペーン及び自殺対策講演会を開催し、県民への普及啓発に取り組みます。

2 県民一人ひとりの気付きと見守りを促す  
(1) 自殺予防週間と自殺対策強化月間等での普及啓発の実施

◇ リーフレット等を活用した県民への周知

自殺予防に関することや身近な地域で相談できる窓口や機関を掲載したリーフレットを作成し、各地域で開催される自殺対策街頭キャンペーンや講演会等での配布や、各機関での配架により、周知のさらなる強化を図ります。

◇ 自殺対策強化月間等におけるCM等の放映

自殺予防週間や自殺対策強化月間において、相談窓口等をより利用しやすくなるよう、交通機関等で自殺対策関連のCMを放映する取組みを進めます。

◇ 鉄道会社と連携した鉄道構内等での普及啓発の実施

自殺予防週間を中心に、鉄道会社等の協力により、駅構内ディスプレイにおいて自殺対策関連のCMを放映する等、あらゆる世代が自殺対策への関心と理解を深めることができるように取り組みます。

◇ 九都県市<sup>※1</sup>での自殺対策普及啓発の実施

九都県市による連絡調整会議を通じて、自殺予防週間及び自殺対策強化月間における共同の取組みを進めます。また、他都県市に対して、県が作成した自殺対策関連のCM素材の活用を呼びかけるなど、広域的な普及啓発の取組みを強化します。

◇ 女性に対する自殺対策に関する相談窓口の周知

定期的かつ一定時間顧客に接する機会が多いことで、顧客の健康状態等の変化に気づく可能性のある理容師・美容師と連携し、相談窓口を案内するリーフレットを配布する取組みを実施します。

---

※1 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市。多くの首都圏住民は、通勤・通学等のため都県市の区域を越えて活動していることから、九都県市が共同で自殺対策のキャンペーンを実施している。

## ② 地域における自殺対策に関する普及啓発

### 【現状】

- ・ 地域では、主に保健福祉事務所・センターにおいて、「うつ病の理解やストレスマネジメント」、「自殺対策に関連する講演会」等を実施し、管内市町村と連携した自殺対策に関する普及啓発を実施しています。
- ・ 県精神保健福祉センターは、リーフレット等を作成し、市町村や関係機関などを通じて県民に配布しています。
- ・ 社会教育関係団体における指導者が、自尊感情を高める大切さ、人への思いやり、命の大切さ、コミュニケーション能力を磨く等をはじめとした、人権への知識や感覚を身につけるため、各所属において人権教育等を実施しています。

### 【課題】

- ・ 自殺に気持ちが傾いたときに、身近な地域で相談できる窓口や機関等を広く普及啓発していく必要があります。
- ・ 危機に陥った場合には、誰かに援助を求めることが適切であるということが、社会全体の共通認識となる必要があります。
- ・ 人権への知識や感覚を身につけるため、生涯学習指導者研修や社会教育関係団体対象の研修を実施し、市町村職員や社会教育関係団体会員の人権教育に対する関心と理解をさらに深める必要があります。

### 【施策】

#### ◇ 保健福祉事務所・センターにおける講演会の実施

地域における自殺対策の普及啓発として、保健福祉事務所・センターにおいて、自殺対策に関連した講演会や普及啓発活動等の取組みを強化し、地域における普及啓発の推進を図ります。

2 県民一人ひとりの気付きと見守りを促す  
(1) 自殺予防週間と自殺対策強化月間等での普及啓発の実施

◇ リーフレット等を活用した県民への周知【再掲】

自殺予防に関することや身近な地域で相談できる窓口や機関を掲載したリーフレットを作成し、各地域で開催される自殺対策街頭キャンペーンや講演会等での配布や、各機関での配架により、周知のさらなる強化を図ります。

◇ 生涯学習指導者研修

生涯学習指導者研修の中で、市町村や県の職員を対象に、自尊感情を高める大切さ、人への思いやり、命の大切さ、コミュニケーション能力を磨くこと等をテーマに人権教育を実施します。

◇ 教育事務所人権教育研修講座（社会教育関係団体指導者等）

教育事務所人権教育研修講座の中で、社会教育関係団体に関わる指導者等を対象に、自尊感情を高める大切さ、人への思いやり、命の大切さ、コミュニケーション能力を磨くこと等をテーマに人権教育を実施します。

## (2) 児童・生徒の自殺予防に資する教育の実施

---

### ① 自分の大切さ、他者の大切さを認める教育への取り組み

#### 【現状】

- ・ 学習指導要領において、小学校では、病気の予防やけがの防止、心の健康等について理解し、けがの防止及び心の健康については、簡単な対処をすることを取り上げています。中学校の保健体育では、「健康な生活と疾病の予防」、高等学校の保健体育では、「現代社会と健康」の中の「生活習慣病などの予防と回復」には、調和のとれた生活を続ける必要があることを内容として取り上げています。また、中学校では、心の健康を保つには、欲求やストレスに適切に対処することが必要であることも取り上げるようになっていきます。高等学校では、精神疾患の予防と回復の中で、精神疾患の特徴と精神疾患への対処を取り上げています。
- ・ 「いのち」のかけがえのなさや、夢や希望をもって生きることの大切さ、人への思いやり、互いに支え合って生きることの大切さを様々な場面・内容・方法で実感させる等の「いのちの授業」を日頃から実践しています。
- ・ 平成25年度より「いのちの授業」の実践事例や感動作文を学校から募集するとともに、優秀作文の表彰、作文集の作成・学校への配付を行い、「いのちの授業」の実践事例や優秀作文をホームページに掲載しています。
- ・ 犯罪被害者等は、命を奪われる、怪我をする、物を盗まれるなどの直接的な被害だけでなく、事件に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調、医療費の負担や失職、転職等による経済的困窮、周囲の無理解や心ない言動等に苦しめられています。こうした状況を改善するためには、被害者等が日常的に接する様々な人々が、被害者等の置かれた状況や痛み・苦しみ等について理解し、できることから支援するなど、被害者等を温かく支えていくことが必要です。

#### 【課題】

- ・ 児童・生徒は、生涯にわたり、社会生活における健康・安全について理解を深め、自他の「いのち」の大切さを自覚しながら、自らの管理と改善に基づく「心身の健康づくり」を実践する資質や能力を育む必要があります。
- ・ 学校において、様々な「いのちの授業」が日常的に行われていることが、広く県民にまで認識されていない状況です。

2 県民一人ひとりの気付きと見守りを促す  
(2) 児童・生徒の自殺対策に資する教育の実施

- ・ 学校での様々な実践が、共通して「いのちを大切に作る心」を育むことにつながっているという点が、児童・生徒や関係者に認識される必要があります。
- ・ 地域や家庭でも、子どもに対し、様々な取組みが実践されていますが、「いのちの授業」として認識されていないことがあります。
- ・ さらに、犯罪被害者等の置かれた状況や支援の必要性について県民等の理解を促進するため、中学生・高校生に対して「いのちの大切さを学ぶ教室」を実施してきました。しかし、被害者等の置かれた状況や痛み・苦しみ、支援の必要性について十分周知されていない状況にあります。
- ・ 今後も「いのちの大切さを学ぶ教室」の開催により、犯罪被害者等への配慮や協力への意識の涵養に努め、「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」に向けた気運の醸成に努めていきます。

【施策】

◇ 教科指導等における心身の健康づくりの教育推進

学習指導要領に基づき行われる各校における心身の発達と健康づくり、ストレス対処及び疾病予防に関する取組みや教育実践を支援します。

◇ 「いのちの授業」の実践

「ともに生きる社会かながわ憲章<sup>※1</sup>」の理念を踏まえ、学校・地域・家庭で活用できる教材に指導ガイドを盛り込んだハンドブックを作成し、現在、各学校で展開されている「いのちの授業」のより一層の充実を図ります。

◇ 中学生・高校生に対する「いのちの大切さを学ぶ教室」の推進

県内の中学生・高校生に対し、犯罪被害者等の生の声や犯罪被害者等のおかれた厳しい状況等を伝えることで、被害者等に対する理解と共感を育み、同時に自分や他人の「いのち」の大切さ、加害者になってはいけないという規範意識を醸成する取組みを推進します。

---

※1 ともに生きる社会かながわ憲章：平成 28 年 7 月 26 日、障害者支援施設である県立津久井やまゆり園において、大変痛ましい事件が発生したことを受け、このような事件が二度と繰り返されないよう、この悲しみを力に、断固とした決意をもって、ともに生きる社会の実現をめざし、神奈川県議会とともに定めた憲章。

## ② 「いのち」を大切にすることをはぐくむ教育の実施

### 【現状】

- ・ 平成24年度から県教育委員会では、かながわ教育ビジョンの理念に基づき、「いのち」のかけがえのなさ、夢や希望をもって生きることの大切さ、人への思いやりを育む「いのちの授業」を展開し、「心ふれあう」教育の推進を図っています。
- ・ 一方、小・中・高等学校・特別支援学校における、暴力行為・いじめの認知件数、不登校の人数は、全国的にも多く、自死事案も報告されています。
- ・ 高等学校学習指導要領の保健体育では、「生涯を通じる健康」の中で、健康の保持増進には、思春期、結婚生活、加齢等の生涯の各段階の健康課題に応じ、健康管理や環境づくりをする必要があることを内容として取り上げることになっています。その際に、必要に応じ生殖に関する機能を関連付けて扱う場合には、責任感の涵養（かんよう）、異性の尊重、性に関する情報等への適切な対処についても扱うよう配慮しなくてはなりません。

### 【課題】

- ・ より一層、自他ともにかげがえのない「いのち」を持った存在であることを認識し、「いのちを大切にすることを育むことが重要です。
- ・ 互いに思いやりのある行動がとれるようになるなど、他者の人権にも配慮した共生の態度を身につける必要があります。
- ・ 児童・生徒は、生涯にわたり、社会生活における健康・安全について理解を深め、自他の「いのち」の大切さを自覚しながら、自らの管理と改善に基づく「心身の健康づくり」を実践する資質や能力を育む必要があります。

### 【施策】

#### ◇ 「いのち」を大切にすることをはぐくむ教育推進研究委託事業

県内の小・中学校から4校を推進校に選定し、学校現場において、教科、道徳、特別活動などあらゆる機会を通じて、「いのち」の大切さを学ぶ「いのちの授業」を実践し、ホームページ上に研究事例・研究成果を公表し、県内各学校への周知を図ります。

◇ 教科指導等における「いのち」と、健康習慣の関連を理解する教育推進

学習指導要領に基づき行われる各校における心身の発達や生活環境に応じた健康づくり、社会生活に応じたストレス対処及び疾病予防に関する取組みや教育実践を支援します。

- 2 県民一人ひとりの気付きと見守りを促す  
(3) 自殺関連事象や性的マイノリティに関する正しい知識の普及

### (3) 自殺関連事象や性的マイノリティに関する正しい知識の普及

#### ① インターネット・SNS等を利用した情報発信

##### 【現状】

- ・ 県の自殺者数は、平成24年から令和元年まで減少傾向にありましたが、令和2年に増加し、令和3年はやや減少したものの高止まり状態にあります。そうした中、特に10歳代、20歳代の自殺者数は、横ばい状態が続いています。
- ・ ホームページへの自殺に関する最新情報の掲載や、ストレスチェックができる「こころナビかながわ」をホームページ及びスマートフォンアプリで公開するなど、インターネットを利用し、広く県民向けに情報発信をしています。
- ・ Twitter上に自殺願望等につながる表現が投稿・検索された場合、広告を表示させ、県の相談窓口へつなぐ取組みを行っています。

##### 【課題】

- ・ 自殺対策は、「個人の問題」ではなく「社会の問題」として総合的に取り組む必要があるとの認識のもと、県民の自殺対策の重要性に対する関心と理解をさらに広く周知することが必要です。
- ・ 特に、若年者の自殺者が減少していないことから、若年者層に対する自殺予防として、インターネットやSNS等を利用した普及啓発にさらに取り組んでいく必要があります。

##### 【施策】

#### ◇ ホームページによる情報発信

「社会の問題」として総合的に取り組むことが必要な自殺対策への関心と理解を、広く県民に向けて普及啓発するため、県ホームページを随時更新し、自殺に関する最新情報や関連情報を積極的に発信します。

- 2 県民一人ひとりの気付きと見守りを促す  
(3) 自殺関連事象や性的マイノリティに関する正しい知識の普及

◇ ストレスチェックホームページ・アプリ「こころナビかながわ」の運営

特に、若年者層に対する自殺予防を重点的に取り組むため、気軽にストレスチェックができるホームページ・スマートフォンアプリの普及を促進し、若年者層が相談支援窓口の情報を得られるように取り組みます。

◇ 「Twitter 等広告事業」

Twitter 上の投稿・検索結果において、自殺願望等につながる表現が確認された場合、広告を表示させ、県の相談窓口へつなぐ取組みを行うとともに、他のメディアにおける同様の取組みについても検討していきます。

◇ かながわ自殺対策会議ポータルサイト

「かながわ自殺対策会議」の構成団体が実施する普及啓発、相談事業等についてとりまとめ、一元的に情報発信するポータルサイトの作成について検討を進めます。

## ② 性的マイノリティに関する正しい知識の普及

### 【現状】

- ・ 性的マイノリティ（LGBT<sup>※1</sup>等）は日本の人口の8.9%を占めると言われます。しかし、性的マイノリティについて授業で学んだ経験があると回答した生徒は半数以下に留まり<sup>※2</sup>、多くの人が性的マイノリティについての正しい知識を得る機会がないまま大人になってしまいます。こうした現状は、性的マイノリティの10代の約半数が自殺を考えるとという深刻な事態を招いており<sup>※2</sup>、政府の「令和4年度版自殺対策白書」等にも懸念が示されています。
- ・ また、正しい知識の不足による周囲の無理解や偏見により、学校で何かしらの困りごとを経験した性的マイノリティは70%にも及ぶという調査があります<sup>※2</sup>。しかし、教職員の約1割しか性的マイノリティについて学ぶ機会がないことや<sup>※3</sup>、保護者または教職員へ相談できると回答した性的マイノリティの子どもや若者がそれぞれ10%未満であることから<sup>※2</sup>、性的マイノリティの子どもは支援者を得づらい現状があると考えられます。
- ・ 厚生労働省が行う24時間無料電話相談である「よりそいホットライン」の「セクシュアルマイノリティライン」は、年間112,164件の電話があり、その約半数は10～30代であることから<sup>※4</sup>、性的マイノリティの子ども・若者に対する相談支援の必要性がうかがえます。
- ・ 「よりそいホットライン」の発信地の全相談件数における7.4%が神奈川県内からを占め、全都道府県内で4位であるとのことから<sup>※4</sup>、性的マイノリティに関する相談も同様に高い水準であると考えられます。しかし、県内における相談支援、自立支援、就労支援施設における性的マイノリティの研修機会は少なく、性的マイノリティの相談者が適切な支援を受けづらい現状があります。
- ・ こうしたことから、性的マイノリティの子どもに理解のある支援者育成支援事業を実施しています。

---

※1 LGBT:「女性同性愛者（Lesbianレズビアン）」、「男性同性愛者（Gayゲイ）」、「両性愛者（Bisexualバイセクシュアル）」、「性同一性障害を含む身体とこころの性が一致しない人（Transgenderトランスジェンダー）」等、性的少数者。

※2 認定NPO法人 ReBit「LGBTQ子ども・若者調査2022」（有効回答数 2,623人）による。

※3 日高庸晴（2019）子どもの“人生を変える“先生の言葉があります。厚生労働科学研究費補助金エイズ対策政策研究事業による。

※4 「よりそいホットライン」2020年度事業報告書による。

**【課題】**

- ・ 自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会要因の一つと捉えて、理解促進の取組みを推進する必要があります。

**【施策】**

◇ 性的マイノリティ（LGBT等）交流・研修事業

性的マイノリティ（LGBT等）の当事者及びその家族の交流事業を実施するとともに、企業担当者や、児童福祉施設職員等を対象とした研修事業を実施します。

◇ 性的マイノリティの子どもに理解のある支援者育成事業

NPOと協働して、県内の若者自立支援機関等に対して、LGBTの理解を促進し、自立就労の際に正しい情報による適切な支援を受けられる環境づくりを推進します。

◇ かながわ SOGI 派遣相談

性的マイノリティ当事者及びその家族、支援者の依頼に応じ、専門相談員を派遣して個別専門相談を実施します。

- 2 県民一人ひとりの気付きと見守りを促す
- (4) うつ病等についての普及啓発の推進

## (4) うつ病等についての普及啓発の推進

---

### ① うつ病の知識と理解を進めるためのセミナー・講演会の開催と相談支援

#### 【現状】

- ・ 自殺者の多くが、その直前に精神疾患にかかっていたと言われており、その中でも、多いのが「うつ病」です。
- ・ うつ病に対する相談等の支援は地域において行われており、県精神保健福祉センター、保健福祉事務所・センター、市町村等が連携し、うつ病の家族や当事者を対象とした、うつ病の正しい知識と対応に関する講演会を開催しています。

#### 【課題】

- ・ 県民が、うつ病に関する正しい知識を習得し、適切な対処方法等について学ぶ機会が必要です。
- ・ うつ病の当事者やその家族が、うつ病に関する正しい知識を習得し、適切な対処方法等について学ぶ機会が必要です。

#### 【施策】

##### ◇ うつ病講演会の開催

自殺対策強化月間等において、うつ病の正しい知識を学び、さらに再発予防について理解することを目的として、市町村等と連携し、県民を対象にしたうつ病に関する講演会を開催します。

##### ◇ 精神保健福祉普及相談事業

保健福祉事務所・センター、保健所や精神保健福祉センターにおいて、こころの健康について悩みがある方の電話や来所による相談支援や、訪問支援等に取り組みます。

- 2 県民一人ひとりの気付きと見守りを促す  
(4) うつ病等についての普及啓発の推進

## ② 心のサポーター養成事業の推進

### 【現状】

- ・ 国では、地域における精神疾患やメンタルヘルスについて、普及啓発に寄与するとともに、精神疾患の予防や早期介入につなげることを目的として、「心のサポーター養成事業」が令和3年度から開始され、本県では「こころサポーター<sup>※1</sup>養成研修」を実施し、「こころサポーター」を養成しています。

### 【課題】

- ・ 精神疾患についての普及啓発の一環として、うつ病に対する理解を促進するため、引き続き多くのこころサポーターを養成する必要があります。

### 【施策】

#### ◇ こころサポーター養成研修の実施

精神疾患への普及啓発の一環として、うつ病などの心の病気を学び、心の不調に悩む人のサポートをする「こころサポーター」を養成する、こころサポーター養成研修を引き続き実施します。

---

※1 こころサポーター：メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識を持ち、地域や職場でメンタルヘルスの問題を抱える人や家族に対してできる範囲で手助けをする人のことを指している。